

第7号様式（第14条関係）

処 分 説 明 書

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部	処分説明書 交付年月日	年 月 日	整理番号 No.
1 処分者 八戸地域広域市町村圏事務組合 消 防 長 消防正監 印			
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、青森県人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として（八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表となります。）提起することができます。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
2 被処分者			
氏名（ふりがな）		所属	
生年月日	年 月 日生 年齢（ ）		
職 階 採用年月日	年 月 日	給料 等級 号給（ ）	
3 処分の内容			
処分発令日		処分効力発生日	
年 月 日		年 月 日	
根拠法規		処分の種類及び程度	
<p>処分の理由</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			